

地域建設業強化融資制度等を活用した 工事請負代金債権の譲渡について

平成21年4月
岩見沢市企画財政部契約管理課

地域の中小・中堅建設業者の資金調達の円滑化を図るため、国土交通省において、「安心実現のための総合対策」に基づく「地域建設業経営強化融資制度」が昨年10月に創設されました。

本市が発注する建設工事についてもこの制度を利用して融資を受けることができるよう、債権譲渡等の取扱いを定め、平成21年4月1日から適用することとしましたので、お知らせします。

1 対象工事

本市が発注する建設工事とします。ただし、次の工事は対象外です。

- (1) 工期が複数年に亘る工事（最終年度の場合又は残工期が1年未満の場合には対象となります。）
- (2) 本市が履行保証として役務的保証を必要とした工事
- (3) 低入札価格調査を受けた工事
- (3) 請負人の施工能力に疑義が生じているなど特別の事由がある工事

2 債権譲渡の範囲

工事請負代金から前払金や部分払金等を控除した額までとします。

3 債権譲渡の承諾日

工事の出来高が2分の1以上に到達した日以降に債権譲渡の申請ができます。市は、適正な申請書類等を受理してから7日以内に承諾します。

4 債権譲渡先

事業協同組合等又は一定の条件を満たす民間事業者（北保証サービス㈱）等が該当します。詳しくは(財)建設業振興資金に確認してください。）

5 融資の基本的な流れ

以下の国土交通省のホームページを参考としてください。

(http://www.mlit.go.jp/report/press/sogo14_hh_000035.html)

6 取扱要領及び参考様式等

- 地域建設業経営強化融資制度等に係る債権譲渡に関する事務取扱要領
- 様式

[債権譲渡承諾依頼書](#)（様式第1－1号、地域建設業経営強化融資制度）

[債権譲渡承諾依頼書](#)（様式第1－2号、下請セーフティネット債務保証事業）

[工事履行報告書](#)（様式第2号）

[融資実行報告書](#)（様式第4号）

[請求書](#)（様式第5号）